

令和6年能登半島地震に係る災害により被災された皆様へ（年金関係）

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

災害救助法が適用された市町村の区域において、全国市町村職員共済組合連合会における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等の届書等の提出期限の延長等の取扱いについて、次のとおり通知がありましたのご案内します。

1. 対象者

令和6年1月1日において令和6年能登半島地震に際し災害救助法適用区域に住所を有していた受給権者等であって、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にある次の者

- ・加給年金額が加算されている受給権者（現況届）
- ・障害程度の再認定対象者（診断書）
- ・住基により現況確認を行うことができない受給権者（現況届）

2. 届書等の提出期限

指定期限日を令和6年6月30日まで延長